

新制度

産前産後休業給付金制度について

産前産後休業給付金は、出産した組合員が産前産後休業を取得した場合に支給されます。税理士国保では、組合員が出産にあたり少しでも安心して出産前後の休養ができるよう令和7年4月より支給を開始いたします。



Q1.産前産後休業給付金とは

組合員の方が、出産日（出産が予定日より後になった場合は、出産予定日）以前42日目（多胎妊娠の場合は98日目）から、出産の日の翌日以後56日目までの範囲内で休業した期間について給付金を支給する制度のことです。

Q2.申請するときの条件はありますか？

次の①～③の条件をすべて満たした場合に申請が可能です。

- ① 組合員本人が出産したこと（組合の加入区分が「家族」の方は対象外）
- ② 妊娠85日（4か月）以上の出産であること
- ③ 令和7年4月1日以降に産前産後休業を取得していること
（短期間でも就労された日については対象外）

Q3.1日につきいくら支給されますか？

休業1日について、2,000円が支給されます。（公休日を含む）

- ※ 休業期間中に労務に服した日がある場合（有給休暇を含む）は、支給対象日数から除きます。
- ※ 休業期間中に組合員資格を喪失した場合は、加入期間内のみ支給対象となります。

Q4.出産予定日より遅れて出産した場合、支給期間はどのようになりますか？

予定日より遅れて出産した場合は、遅れた期間についても支給対象となります。
（支給期間：出産予定日前42日＋出産予定日から遅れた出産日までの日数＋産後56日）

- ※ 出産が予定よりも早かった場合の支給期間については、以下の通り。
（支給期間：出産予定日前42日－出産予定日から早まった出産日までの日数＋産後56日）

- ※ 出産とは、妊娠85日（4か月）以後の出産（早産）、死産（流産）、人工妊娠中絶を言います。
- ※ 出産日は産前期間に入ります。

